

飲用井戸の衛生管理

～井戸水を安心して飲むために～



東京都では、地下水や表流水、湧水^{ゆう}を水源として
飲用に利用する施設（飲用に供する井戸等）を適正に管理し、
汚染時に適切な対応ができるよう「飲用に供する井戸等の衛生管理指導要綱」を定めています。

このパンフレットは、井戸の設置者（所有者）や管理者が衛生的に管理するために
必要な内容や汚染事故発生時等の対応についてまとめたものです。

なお、貯水槽を設けて利用する場合は、
小規模貯水槽水道等の条例に該当します（一戸の住宅のみに供給するものを除く。）。
詳しくは保健所にお問い合わせください。



飲用井戸の定義と種類

1 飲用とは

飲み水としての利用のほか、炊事用（営業用を含む調理及び食器洗い）、洗面用など口に入る水の利用をいいます。

2 井戸の種類

専用井戸：水道が布設されておらず、井戸水のみを飲用している井戸をいいます。

併用井戸：水道が布設されているが、水道水だけでなく井戸水も飲用している井戸をいいます。

日常管理のポイント

1 井戸水の汚染を防ぐ

飲用に供する井戸等（以下「井戸」といいます。）やその周辺は、常に清潔にし、みだりに人や動物が侵入できないようにしましょう。

また、以下の項目について、1年に1回以上定期的に点検しましょう。

- 井戸本体に破損、亀裂及び漏水はないか
- 井戸本体に汚染のおそれのある開口部や接合部にすき間はないか
- 井戸にふたのある場合、施錠されているか
- ポンプ、消毒設備、配管等の設備に著しい劣化、漏水、誤接続等がないか

※水質基準項目は右ページを参照してください。
また、専門の検査機関については保健所に
お問い合わせください。

2 水の状態を確認する

水道法に基づく水質基準は、水道水で検出されることが多い項目について、健康への影響やその他の必要な性状を考慮して、基準値を定めたものです。

井戸水についても水質検査を定期的に行って、日頃飲んでい
る水が安全であることを確認しましょう。

- 1 毎日、色、におい、にごりなどを観察した後、味に異常がないかを確認しましょう。

透明なガラスコップに井戸水をくみ、異常がないかを調べます。

- 2 年1回、専門の検査機関で性質基準のうち11項目等の水質検査を行いましょう。

検査項目：**青色**の項目（11項目）+周辺の状況から検査を行う必要がある項目について検査します。

- 3 井戸の使用を開始するときや初めて検査するときは、専門の検査機関で、水道法水質基準のうち必要な項目について水質検査を行いましょう。

検査項目：水質基準の表の**青色**の項目及び**白色**の項目を検査します。ただし、塩素剤による消毒をしている場合は、**黄色**の項目の検査も行いましょう。

クリプトスポリジウム等の対策について

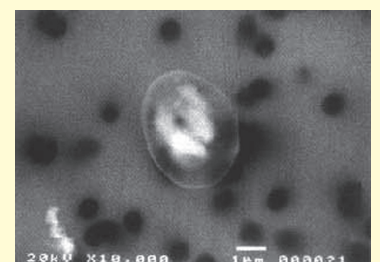
クリプトスポリジウム等とは、牛や人間などの腸に寄生するクリプトスポリジウムとジアルジアという原虫を指し、それぞれ4~6μm、8~12μm(1μm=1/1000mm)の大きさがあります。クリプトスポリジウム等は、汚染された水を飲むと感染し、下痢や腹痛などの症状を引き起こします。

井戸水の水質検査の結果、大腸菌が検出された場合には、糞便による汚染が考えられ、クリプトスポリジウム等が検出されるおそれもあります。

クリプトスポリジウム等の除去には塩素による消毒では効果がなく、目の粗いフィルターや活性炭のみの浄水器を使用しても確実に除去することができません。

しかし、クリプトスポリジウム等は熱に弱いことから、水質検査で大腸菌を検出した場合には、生水は飲用せず、**1分以上煮沸させてから飲むようにしてください。**

(※具体的な対策等は保健所に御相談ください。)



クリプトスポリジウム

水道法に基づく水質基準

「水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号、平成16年4月1日施行）」

（令和2年3月25日一部改正、令和2年4月1日施行）

	項 目	基 準 値	備 考
健康に関連する項目	1 一般細菌	1mLの検水で形成される集落数が100以下であること。	細菌
	2 大腸菌	検出されないこと。	
	3 カドミウム及びその化合物	カドミウムの量に関して、0.003mg/L以下であること。	金属類
	4 水銀及びその化合物	水銀の量に関して、0.0005mg/L以下であること。	
	5 セレン及びその化合物	セレンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	
	6 鉛及びその化合物	鉛の量に関して、0.01mg/L以下であること。	
	7 ヒ素及びその化合物	ヒ素の量に関して、0.01mg/L以下であること。	
	8 六価クロム化合物	六価クロムの量に関して、0.02mg/L以下であること。	無機物質・ 無機化合物
	9 亜硝酸態窒素	0.04mg/L以下であること。	
	10 シアン化物イオン及び塩化シアン	シアンの量に関して、0.01mg/L以下であること。	
	11 硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	10mg/L以下であること。	有機物質
	12 フッ素及びその化合物	フッ素の量に関して、0.8mg/L以下であること。	
	13 ホウ素及びその化合物	ホウ素の量に関して、1.0mg/L以下であること。	
	14 四塩化炭素	0.002mg/L以下であること。	
	15 1,4-ジオキサソ	0.05mg/L以下であること。	
	16 シス-1,2-ジクロロエチレン及び トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L以下であること。	有機物質
	17 ジクロロメタン	0.02mg/L以下であること。	
	18 テトラクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	
	19 トリクロロエチレン	0.01mg/L以下であること。	
	20 ベンゼン	0.01mg/L以下であること。	
	21 塩素酸	0.6mg/L以下であること。	消毒副生成物
	22 クロロ酢酸	0.02mg/L以下であること。	
	23 クロロホルム	0.06mg/L以下であること。	
	24 ジクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	
	25 ジブロモクロロメタン	0.1mg/L以下であること。	
	26 臭素酸	0.01mg/L以下であること。	
	27 総トリハロメタン	0.1mg/L以下であること。	
	28 トリクロロ酢酸	0.03mg/L以下であること。	
	29 ブロモジクロロメタン	0.03mg/L以下であること。	
	30 ブロモホルム	0.09mg/L以下であること。	
	31 ホルムアルデヒド	0.08mg/L以下であること。	無機物質・ 無機化合物
32 亜鉛及びその化合物	亜鉛の量に関して、1.0mg/L以下であること。		
33 アルミニウム及びその化合物	アルミニウムの量に関して、0.2mg/L以下であること。		
34 鉄及びその化合物	鉄の量に関して、0.3mg/L以下であること。		
35 銅及びその化合物	銅の量に関して、1.0mg/L以下であること。		
36 ナトリウム及びその化合物	ナトリウムの量に関して、200mg/L以下であること。		
37 マンガン及びその化合物	マンガンの量に関して、0.05mg/L以下であること。		
38 塩化物イオン	200mg/L以下であること。		
39 カルシウム・マグネシウム等（硬度）	300mg/L以下であること。		
40 蒸発残留物	500mg/L以下であること。	その他	
41 陰イオン界面活性剤	0.2mg/L以下であること。	有機物質	
42 ジェオスミン ^{注1}	0.00001mg/L以下であること。		
43 2-メチルイソボルネオール ^{注1}	0.00001mg/L以下であること。		
44 非イオン界面活性剤	0.02mg/L以下であること。		
45 フェノール類	フェノールの量に換算して、0.005mg/L以下であること。		
46 有機物（全有機炭素（TOC）の量）	3mg/L以下であること。	その他	
47 pH値	5.8以上8.6以下であること。		
48 味	異常でないこと。		
49 臭気	異常でないこと。		
50 色度	5度以下であること。		
51 濁度	2度以下であること。		

注1 水源が湖沼等水の停滞しやすい表流水の場合に検査する項目

汚染事故が起きたとき

色、にごり、においや味などに異常を感じたり、
水質検査の結果、水質基準に不適合な項目のあった場合や
その他の有害物質が高濃度で検出された場合には、以下のとおり対応してください。

1 直ちに使用を停止する

- 1 直ちに井戸の使用を停止してください。
- 2 井戸の使用者に汚染の状況を連絡し、使用停止を周知してください。
- 3 専用井戸の場合には、井戸使用停止中の代替水を確保してください。

2 直ちに保健所に通報する

- 1 保健所に通報し、汚染調査や代替水の確保など対応を御相談ください。
- 2 水質検査の結果に異常があったときも保健所に御相談ください。
- 3 保健所が汚染状況を把握するための調査を実施する場合には御協力ください。

3 井戸の復旧を行う

- 1 汚染原因を究明後、必要な改善措置を講じてください。
- 2 水質検査を行うなど安全であることを確認してから飲用に使用しましょう。

近隣で 井戸の汚染事故が あった場合

- 飲用を中止し、水質検査を行ってください。
- 水質検査の結果、問題のないことを確認してから飲用を再開してください。
- 水質検査を実施する際には、保健所に検査項目等を御相談ください。

保健所への連絡

- 井戸をお持ちの方又は新たに設置された方は、保健所への届出をお願いします。
- 井戸水を飲用に使用しなくなった場合や、所有者・連絡先等が変更になった場合には、保健所に御連絡ください。

飲用井戸の衛生管理について、詳しくは管轄の保健所にお問い合わせください。(東京都福祉保健局所管保健所)

名称	管轄地域	代表電話	所在地
西多摩保健所	青梅市、福生市、羽村市、瑞穂町、奥多摩町、あきる野市、日の出町、檜原村	0428(22)6141	〒198-0042 青梅市東青梅 1-167-15
南多摩保健所	日野市、多摩市、稲城市	042(371)7661	〒206-0025 多摩市永山 2-1-5
多摩立川保健所	立川市、昭島市、国分寺市、国立市、東大和市、武蔵村山市	042(524)5171	〒190-0023 立川市柴崎町 2-21-19 (東京都立川福祉保健庁舎内)
多摩府中保健所	府中市、小金井市、調布市、狛江市、武蔵野市、三鷹市	042(362)2334	〒183-0022 府中市宮西町1-26-1 (東京都府中合同庁舎内)
多摩小平保健所	小平市、西東京市、東村山市、清瀬市、東久留米市	042(450)3111	〒187-0002 小平市花小金井 1-31-24
島しょ保健所			
大島出張所	大島町、利島村、新島村、神津島村	04992(2)1436	〒100-0101 大島町元町字馬の背 275-4
三宅出張所	三宅村、御蔵島村	04994(2)0181	〒100-1102 三宅村伊豆 1004
八丈出張所	八丈町、青ヶ島村	04996(2)1291	〒100-1511 八丈町三根 1950-2
小笠原出張所	小笠原村	04998(2)2951	〒100-2101 小笠原村父島字清瀬

保健所政令市移行に伴い、八王子市は平成 19 年 4 月 1 日から、町田市は平成 23 年 4 月 1 日から市に保健所業務が移管されました。

石油系溶剤を使わないインキを使用しています。

飲用井戸の衛生管理 ~井戸水を安心して飲むために~

東京都福祉保健局健康安全部環境保健衛生課

電話 03-5320-4393 (直通)

<https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/kankyo/suido/index.html>



リサイクル適性(A)
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。

登録番号(2)279

印刷：ヨシミ工業株式会社